

東三河地域水循環再生地域協議会設置要綱

(目的)

第1 東三河地域における水環境の総合的な改善に向け、県民・事業者・民間団体・行政が連携・協働して健全な水循環を再生するため、東三河地域水循環再生地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の行う協議・活動)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、活動を行う。

- (1) 水循環再生の推進に関する事項。
- (2) 水循環再生地域行動計画の策定及び推進に関する事項。
- (3) 水循環再生の取組の情報交換や調整に関する事項。
- (4) その他水環境の総合的な改善に必要な事項。

(構成)

第3 協議会は、別表1に掲げる事業者・県民・民間団体、市町村、国及び県の関係機関で組織する。

(運営)

第4 協議会各構成員の意見を中立的な立場から集約し、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集する。
- 4 座長の任期は2年とし、その再任を妨げない。
- 5 座長が協議会に出席できない場合は、座長が推薦した者がその協議会において座長の代理を務める。

(行動計画フォローアップチーム)

第5 行動計画の進捗状況の点検・把握などを行い、取組の一層の推進を図るため、協議会に行動計画フォローアップチームを設ける。

- 2 行動計画フォローアップチームは、別表2に掲げる者をもって構成するものとし、チームリーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 チームリーダーは、環境局環境政策部水大気環境課長を、サブリーダーは建設局河川課長をもって充てる。
- 4 行動計画フォローアップチームの会議は、チームリーダーが招集する。

(外部関係者の出席)

第6 座長は、協議会に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7 事務局は、環境局環境政策部水大気環境課及び建設局河川課で構成し、環境局環境政策部水大気環境課が代表する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 1 月 26 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 2 月 8 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 2 月 7 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 2 月 19 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 2 月 18 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 9 月 27 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 2 月 19 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。